

沼津市都市計画道路の整備方針（案）に関する意見募集の結果について

沼津市都市計画道路の整備方針(案)について、パブリックコメント及び市民説明会を実施したところ、貴重なご意見を頂きありがとうございました。皆様からいただいたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表いたします。なお、ご意見については内容を要約し、趣旨の類似するものはまとめて掲載しておりますので、ご了承下さい。

1. 実施状況

◆パブリックコメント

- 実施期間：令和元年10月18日（金）～令和元年11月22日（金）
- 提出者数：4名
- 意見数：8件

◆市民説明会

- 全体説明会：令和元年10月17日（木） 沼津市民文化センター
- 地区別説明会：令和元年10月24日（木） 第二地区センター（第二地区、千本地区、片浜地区）、令和元年10月25日（金） 大岡地区センター（大岡地区）
令和元年10月28日（月） 沼津市役所（第一地区、本町地区、第五南地区）、令和元年10月29日（火） 門池地区センター（門池地区）
令和元年10月31日（木） 第三地区センター（第三下香貫、第三中地区）、令和元年11月6日（水） 志下公会堂（静浦地区）
- 出席者数：累計71名

2. 提出された意見等及び市の考え方

◆パブリックコメント

No.	意見(要旨)	意見に対する考え方	修正の有無
1	路線：(都)港大橋黄瀬川線 都市計画道路の廃止に反対という訳ではないが、狩野川沿いに安全・安心な歩行者道を整備してほしい。	<p>○(都)港大橋黄瀬川線は、狩野川右岸に位置する、港大橋から黄瀬川橋までを結ぶ標準幅員6mの自転車歩行者専用の都市計画道路です。</p> <p>○(都)港大橋黄瀬川線は、都市計画マスタープランで位置付けられている都市拠点の形成に資する道路であり必要性は認められますが、河川護岸と都市計画道路が重複していること、また、河川管理用通路及び当該路線と平行して配置されている(都)八幡原線などにより歩行者ネットワークは概ね確保されていることから、整備方針(案)では「計画が廃止となる路線・区間」と位置付けていました。</p> <p>○しかしながら、パブリックコメントや説明会において、一部の未整備となっている区間について、狩野川沿いに安全・安心に通行できる連続性のある歩道整備を望むご意見を多数いただき、改めて歩行者ネットワークの観点から再検討した結果、都市計画としての位置付けを「一般路線・区間」として存続させ、歩道設置について関係機関等と協議・調整を行っていく路線とします。</p>	有
2	路線：(都)片浜池田線 東名高速道路の愛鷹パーキングエリア以南を整備する前に、(都)市道沢田線・(都)片浜西沢田線との接続を優先してほしい。	<p>○(都)片浜池田線は、片浜小学校東側付近を起点に、沼津市立病院の西側の通りを北上し愛鷹PAを越えた後、東進し、長泉沼津ICへ接続する都市計画道路です。</p> <p>○ご意見の(都)市道沢田線、(都)片浜西沢田線との接続については、現計画では(都)片浜池田線と両路線は接続する計画ではありませんが、頂いたご意見を情報共有し、今後の本市のまちづくりに向けて参考とさせていただきます。</p>	無

3	<p>路線:(都)千本香貫山線 千本地区から清水町との行政界まで都市計画道路が計画されていますが、その先の清水町側に都市計画道路は計画されていますか。</p>	<p>○(都)千本香貫山線は、西間門の県警自動車警ら隊付近を起点に、駿河湾沿いを南下し、港大橋の通りに接続します。その後、東進し、(都)香貫山線と接続した後、清水町方面へ延びていく都市計画道路です。</p> <p>○清水町側につきましては、都市計画道路の位置付けはありません。</p>	無
4	<p>路線:(都)西条千本線 「計画が廃止となる路線・区間」について、現状は安全性の配慮が足りない道路となっているので、計画を廃止とするのであれば代替となる整備案の明示が必要ではないか。</p>	<p>○(都)西条千本線は、沼津駅南口西側の添地交差点を起点に、第一小学校東側の通りを南下し、(都)蛇松線と交差した後、千本浜公園付近に至る都市計画道路です。</p> <p>○当該区間は、(都)蛇松線から終点までの区間であり、「計画が廃止となる路線・区間」とするものの、土地区画整理事業の区域と重複していることから、担当課と調整を図り、歩道整備などの局部的な改良について検討し、対策を進めていきます。</p>	無
5	<p>千本地区の土地区画整理事業区域内にある都市計画道路の予定地に建築を許可しているのはなぜか。関係部署との連携不足ではないか。</p>	<p>○千本地区土地区画整理事業は昭和36年に事業認可を受け、市道工区、下河原工区、千本工区の3工区に分け順次実施している土地区画整理法に基づく事業です。</p> <p>土地区画整理法では、事業認可を受けると土地区画整理法第76条の規定に基づき、区画整理区域内での建築行為等は制限されますが、長期間にわたり事業が未着手となっている工区においては、地区住民の生活環境の保持に努めるため、土地区画整理法第76条第3項の規定に基づき建築行為に対して条件を付して許可しています。</p> <p>○当該建築物は上記の許可を得て建築されたものです。</p>	無
6	<p>人口減少化での今回の考え方は、わかりませんが、非常に残念です。是非、今後やって欲しいことは、「人口増加させる都市計画を元にした、道路計画、整備案」を立案し、実行していただきたい。 守りではなく、攻めの市政を期待します。</p>	<p>○今後の参考とさせていただきます。</p>	無
7	<p>都市計画道路を見直すことについては賛成である。 今後は新しく道路を作るより、現道の維持管理や安全性向上に力を入れるべきだと思っている。 計画が廃止となる路線は9区間とのことだが、見直すべき路線はもっとあるのではないか？ 慢性的な渋滞の解消につながる路線など、本当に拡幅が必要な道路についてのみ、整備を進めてもらいたい。</p>	<p>○今回の都市計画道路の再検証では、都市計画決定時からの社会経済情勢の変化等を踏まえ、未着手路線・区間について現時点における必要性、優先性等の検証を行い、本市が目指す将来都市像を実現するために、今後も必要な道路である「優先性が高い路線・区間」、「一般路線・区間」と、必要性が確認できない「計画が廃止となる路線」に区分しました。</p> <p>○整備方針は概ね10年を目処に見直すほか、本市の上位計画の改定があった場合等に、必要に応じて見直しを行います。</p>	無

8	<p>路線:(都)金岡浮島線(優先性が高い路線・区間について)</p> <p>県道三島富士線は道路幅員が狭く、線形も悪いため、対面通行に苦慮する箇所があり、自転車や歩行者の通行には危険が伴います。</p> <p>最近、ららぽーとがオープンした影響により、さらに交通量が増加し、路線バスのスムーズな運行の妨げや歩行者の危険度が高くなっている状況であり、地元住民にとって安心して快適な暮らしのためにも早急に、(都)金岡浮島線の整備を進めてほしいと思います。</p> <p>(都)金岡浮島線は一部整備済みの箇所もありますが、全て完了すれば地元住民の生活だけでなく、富士方面からの交通の利便性向上につながります。</p> <p>この都市計画は50年以上経過しており、該当する地元住民は、いずれ道路ができるからと建替ではなく増改築で対処しているといった事実もあります。</p> <p>都市計画道路の整備方針(案)の説明会の中では、計画が廃止となる路線・区間に該当する地区では、地区別説明会を開催する予定とありましたが、優先性が高い路線・区間に該当する地区についても、是非説明会を開催してほしいと思います。</p>	<p>○(都)金岡浮島線は、現在、静岡県と沼津市において整備を進めている路線であり、今回の整備方針(案)においても「優先性が高い路線・区間」に位置付けています。</p> <p>○地元住民の方々には、都市計画道路の整備にあたり、何かとご不便をお掛けしますが、一日も早い整備完了に向け、引き続き事業の進捗を図りながら、歩行者の安全性確保や広域での利便性向上に努めていきます。</p> <p>○また、今回の整備方針(案)では、本市が目指す将来都市像を実現するために、今後も必要な道路である「優先性が高い路線・区間」、「一般路線・区間」と、必要性が確認できない「計画が廃止となる路線」に区分しました。今後も必要な道路は、現在事業中の路線の整備進捗を図りつつ、順次整備を推進していくという今までの考え方に変わりはありません。一方で、「計画が廃止となる路線」は、これまで都市計画法に基づき建築制限を課してきたことから、より丁寧に説明し、理解を得る必要があると考え、地区別説明会を開催しました。</p> <p>○「優先性が高い路線・区間」については、事業着手の際に地元説明会を開催し、地域の方々のご理解を得ながら事業を進めていきます。</p>	無
---	---	--	---

◆市民説明会

No.	意見(要旨)	意見に対する考え方	修正の有無
1	<p>路線:(都)千本香貫山線</p> <p>県警自動車警ら隊がある交差点について、信号設置の要望書を出しているがそのことは考慮されないのか。</p>	<p>○(都)千本香貫山線は、西間門の県警自動車警ら隊付近を起点に、駿河湾沿いを南下し、港大橋の通りに接続します。その後、東進し、(都)香貫山線と接続した後、清水町方面へ延びていく都市計画道路です。</p> <p>○当該交差点の信号設置につきましては、周辺の道路状況や地域からの要望等を踏まえ、担当課及び関係機関と情報共有を図り、対応について検討します。</p>	無
2	<p>路線:(都)千本香貫山線</p> <p>「一般路線・区間」に位置付けられている箇所(八重団地付近)の優先順位を上げてほしい。</p>	<p>○(都)千本香貫山線は、西間門の県警自動車警ら隊付近を起点に、駿河湾沿いを南下し、港大橋の通りに接続します。その後、東進し、(都)香貫山線と接続した後、清水町方面へ延びていく都市計画道路です。</p> <p>○今回の整備方針(案)においては、優先整備路線を「優先性が高い路線・区間」と「一般路線・区間」に分類しています。</p> <p>○(八重団地付近の)(都)千本香貫山線については、「優先性が高い路線・区間」に位置付けられていませんが、都市計画道路としての必要性は認められるため「一般路線・区間」として位置付け、長期的な視点で整備を進めていきます。</p>	無
3	<p>路線:(都)西条千本線</p> <p>観音川から千本浜公園へ向けての区間について、歩行者への安全性の配慮をしてほしい。都市計画道路としての整備ではなくても何かしらの整備をして欲しい。 [具体的には、観音川の橋梁拡幅、歩道の整備、交差点改良(長谷寺の信号機交差点、千本プラザへの分岐点)]</p>	<p>○(都)西条千本線は、沼津駅南口西側の添地交差点を起点に、第一小学校東側の通りを南下し、(都)蛇松線と交差した後、千本浜公園付近に至る都市計画道路です。</p> <p>○当該区間は、(都)蛇松線から終点までの区間であり、「計画が廃止となる路線・区間」とするものの、土地区画整理事業の区域と重複していることから、担当課と調整を図り、歩道整備などの局所的な改良について検討し、対策を進めていきます。</p>	無

4	<p>路線:(都)下香貫志下線 都市計画道路の廃止は構わないが、歩道がほしい。</p>	<p>○(都)下香貫志下線は、(都)沼津静浦線を起点に南下する路線であり、志下郵便局の東側を通る都市計画道路です。</p> <p>○当該区間は、(都)八重塚田線との交差点から南側の区間であり、「計画が廃止となる路線・区間」としますが、頂いたご意見については担当課と情報共有を図り、今後の道路整備の参考とさせていただきます。</p>	無
5	<p>路線:(都)港大橋黄瀬川線 トアスイミング付近の道路が途切れている区間について、歩行者と自転車が通行できるように整備してほしい。</p>	<p>○(都)港大橋黄瀬川線は、狩野川右岸に位置する、港大橋から黄瀬川橋までを結ぶ標準幅員6mの自転車歩行者専用の都市計画道路です。</p> <p>○(都)港大橋黄瀬川線は、都市計画マスタープランで位置付けられている都市拠点の形成に資する道路であり必要性は認められますが、河川護岸と都市計画道路が重複していること、また、河川管理用通路及び当該路線と平行して配置されている(都)八幡原線などにより歩行者ネットワークは概ね確保されていることから、整備方針(案)では「計画が廃止となる路線・区間」と位置付けていました。</p> <p>○しかしながら、パブリックコメントや説明会において、一部の未整備となっている区間について、狩野川沿いに安全・安心に通行できる連続性のある歩道整備を望むご意見を多数いただき、改めて歩行者ネットワークの観点から再検討した結果、都市計画としての位置付けを「一般路線・区間」として存続させ、歩道設置について関係機関等と協議・調整を行っていく路線とします。</p>	有
6	<p>路線:(都)黄瀬川沼津インター線 (都)黄瀬川沼津インター線の優先順位は下の方に位置付けられているのか。</p>	<p>○(都)黄瀬川沼津インター線はきせがわ病院付近を起点に、国道1号と交差し、沼津IC付近に至る、大岡地区と沼津ICを結ぶ南北の都市計画道路です。 きせがわ病院付近から国道1号までは未着手区間、国道1号から沼津IC付近までは整備済み区間となっています。</p> <p>○今回、(都)黄瀬川沼津インター線の未着手区間について検証を行ったところ、「優先性が高い路線・区間」に位置付けられていませんが、都市計画道路としての必要性は認められるため「一般路線・区間」として位置付け、長期的な視点で整備を進めていきます。</p>	無
7	<p>路線:(都)沼津静浦線 ボトルネックとなっている箇所(沼津江川～(都)我入道線)の整備はしないのか。</p>	<p>○(都)沼津静浦線は沼津駅南口東側の三枚橋町交差点を起点に、三園橋を南進し、現在施工中の沼津アルプストーンルを通過して静浦地区に至る都市計画道路です。</p> <p>○当該箇所については、今回の整備方針(案)において、「優先性が高い路線・区間」に位置付けられているため、優先的に整備を進めていきます。</p>	無
8	<p>整備見込みのない路線については廃止でいいのではないのか。</p>	<p>○今回の都市計画道路の再検証では、都市計画決定時からの社会経済情勢の変化等を踏まえ、未着手の路線・区間を対象に、都市計画道路としての必要性について再検証を行いました。その結果、現時点では、短期的な整備が見込めないものの、都市計画道路として必要性のある路線・区間については、「一般路線・区間」と位置付け、本市が目指す将来都市像を実現するため、長期的な視点で整備を進めていきます。</p>	無

9	計画が廃止となる場合、廃止の事務手続きはどの程度の期間がかかるのか。	<p>○現在の都市計画を変更(廃止)するためには、都市計画法に基づく手続きが必要となります。主な手続きとしては、関係機関との協議、説明会・公聴会の開催や都市計画案の縦覧、都市計画審議会での審議等があります。</p> <p>○都市計画の変更(廃止)に至るまでの手続きは、案件にもよりますが、概ね1年～2年程度の期間を要します。整備方針策定後、関係機関と協議・調整し、速やかに手続きを進めていきます。</p>	無
10	各路線の道路整備は何年度頃に行うのか。	<p>○都市計画道路の整備にあたっては、社会保障費の増大や、既存インフラの老朽化に伴う維持管理費の増加などにより、道路整備事業費は年々減少傾向となっていることから、“選択と集中”が求められています。</p> <p>○このため、まずは現在、事業を実施している路線について、着実に整備を推進し、都市計画道路網の実現を図るとともに、優先整備路線については、優先性が高いものから順次整備を図っていくこととなります。</p> <p>○各路線・区間を何年度頃に整備するのかにつきましては、現在、事業を実施している路線の進捗状況や各路線の事業効果、財源など様々な要素をもとに判断して進めていくため、現時点では、整備時期を明確にお示しできません。</p> <p>○しかしながら、公共事業のさらなる効率化や透明性確保の観点から、整備時期を明示していく必要性については認識しています。</p>	無
11	整備方針の見直しは定期的に行われるのか。	<p>○整備方針は概ね10年を目処に見直すほか、本市の上位計画の改定があった場合等に、必要に応じて見直しを行います。</p>	無
12	建築制限に対する不利益についてはどのように考えているのか。	<p>○都市計画道路の整備を円滑に行うため、都市計画道路の予定区域には、都市計画法により建築物に対して一定の制限が課されています。</p> <p>○計画が廃止となる路線に該当する土地をお持ちの所有者の方々には、都市計画決定時から現在にわたり、都市計画事業にご協力頂きとても感謝しています。</p> <p>○これまでの制限に対する補償などはありませんが、都市計画法上の手続きを行い、道路の計画が廃止となる事により、“建築物は2階建て以下とする”等の建築制限がなくなります。</p>	無
13	これまで建築制限をかけてきた人たちに対し、個別に通知を行うのか。	<p>○「計画が廃止となる路線・区間」に該当する土地をお持ちの所有者の方々に対し、個別の通知を行うことについては考えていません。</p> <p>○実際に計画を廃止する手続きの際には、沿線の方々などを対象に説明会を開催します。なお、説明会の開催については、広報ぬまづや市HPへの掲載、組回覧などにより周知を図ります。</p>	無